

令和3年7月9日
商工労働部産業振興課
043-223-2717

令和3年度「千葉ものづくり認定製品」の公募について

県では、中小企業が開発・製造する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、広く情報発信するとともに、製品の販路開拓の支援を行っています。

この度、令和3年度「千葉ものづくり認定製品」の公募を行いますので、お知らせします。

(応募資格等の詳細については、別添の公募案内をご覧ください。)

1. 受付期間

令和3年7月9日（金）～令和3年9月9日（木）

2. 応募資格及び対象製品（概要）

(1) 応募資格

県内に本社又は事業所を有する中小企業であり、製造業又は情報通信業に該当する事業を営む者

(2) 対象製品

県内で開発又は生産された工業製品であって、次のすべてに該当する製品

ただし、食料品、飲料、医薬品、体内に摂取又は皮膚に塗布する製品は対象外とします。

- ①最終製品（原料、加工技術、サービスを除く。部品、ソフトウェアの場合は条件あり）
- ②自社製品（輸入品や、特定会社の受託生産又は受注生産を除く）
- ③新製品（製品化後、概ね3年以内の製品であること）

3. 認定基準

主として①新規性・優位性、②市場性、③信頼性の視点から評価を行い、一定の基準を満たす製品を認定します。

4. 主な支援内容

- (1) 「千葉ものづくり認定製品」の認定証を交付します。
- (2) 千葉県ホームページに認定製品を掲載し、全国に情報発信します。
- (3) 認定製品を紹介するガイドブックの作成・配布を行います。
- (4) 県及び（公財）千葉県産業振興センターが行う展示会・商談会など販路開拓のために様々な支援を行います。

5. 応募方法等

(1) 申請書類を下記担当課窓口まで提出してください。

※申請書の様式は、県のホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/hanro/monozukuri/r3mononin.html>

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎14階

千葉県商工労働部 産業振興課 産業技術班 作原

電話 043-223-2718/FAX : 043-222-4555

(2) 応募資格等の確認、現地調査を実施した後、認定基準を満たしているか審査を行い、令和3年11月頃に「千葉ものづくり認定製品」を認定する予定です。

※過去の認定製品の事例については、別添のリーフレットを御参照ください。